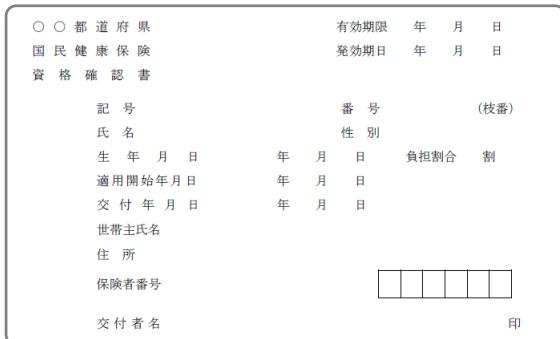


マイナ保険証をお持ちでなくとも 資格確認書によりこれまで通り医療にかかります

マイナ保険証を使わない場合の受診方法

- 2024年12月2日以降は、「**資格確認書**」でもこれまで通り医療にかかることができます。

<イメージ>



- ※ 保険者によって様式・発行形態が異なります
- ※ 資格確認書の交付等に関する事項は、ご自身が加入している医療保険者からの情報をご確認ください。ご不明点等についても、同保険者にお問合せをお願いします。

- マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方には、**現行の健康保険証の有効期限がきれる前に「資格確認書」を無償で申請によらずお届けします。**ご自身での申請は不要です。

- ・ マイナ保険証を持っていても、マイナンバーカードでの受診等が困難な方(高齢者、障害者等)は、申請いただくことで、資格確認書を無償で交付します。(更新時の申請は不要)
- ・ 病態の変化などにより、顔認証付きカードリーダーを上手く使えなくなった場合、資格確認書をご使用ください。現行の健康保険証と同様、親族等の法定代理人や、介助者等による代理申請も可能です。
- ・ 後期高齢者医療制度の被保険者は、2025年7月末までの暫定的な運用として、**現行の健康保険証**が失効する方に資格確認書を無償で申請によらず交付します。そのため、当分の間、申請は不要です。

移行後もご安心ください

マイナンバーカードでのカードリーダーの操作が上手くいかなくても、
医療費が10割負担になることはありません。



5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間(年末年始を除く) 平日:9時30分~20時00分
土日祝:9時30分~17時30分

マイナンバー
0120-95-0178

マイナンバーカード
の保険証利用につい
てもっと知りたい方
はこちら



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare